



彩の国さいたま

建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'95/10

OCTOBER.15.SUN No.66



神泉村営城峰公園を彩る冬桜

建産連の SLOGAN
活 動 指 標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

設備設計業界の責務

渡辺 健治郎

今年も甲子園球場に暑い夏がやって来た。若人が懸命に白球を追う姿に感動する。半年前の阪神・淡路大震災が嘘のようである。多くの犠牲者への鎮魂のプレイでもあり、復興に向けて立ち上がろうとしている人々に大きな勇気と希望を与えたに違いない。思えば、想像を絶する道路・鉄道・ビル等建造物の被害は建設関係者にとって常に「安全」と言う二文字が崩壊し、呆然自失の出来事であった。

当協会でも直ちに調査団を結成し、地元関係者の応援を得て設備関連の調査を行った。空前の被害状況を目の当たりにして、設備設計者として責務の重大さを痛感した。

近年、高度化・複雑化等、建築物に占める建築設備の役割はますます重要性を増し、昭和58年には建築士法の改正により、建築設備資格者制度が創設された。一方、建築物の設計は、業務の分業化が進展し、設備設計の専門性が広く認識されるところとなった。

県内の設備設計事務所は既に100社を越えると言われ、埼玉県設備事務所協会では広報活動を通して会員増強の推進と資質の向上に懸命に取り組んでいる。

全国的な動向として、設備設計事務所協会が必然的に結成され、その数は平成6年末で

42都道府県に及び、大阪府・新潟県・広島県等5府県が既に法人の認可を取得し、いくつかの都道府県が認可申請を準備中と聞き及んでいる。

埼玉県設備設計事務所協会は昭和54年に発足以来17年を迎え、埼玉県を始め関係諸官庁、関連団体のご理解・ご指導を得て順調に成長してきた。設備設計のスペシャリストの集団として、「彩の国」にふさわしい良好な住環境の構築に邁進したいと考えている。

既に新聞紙上で報道されているように、埼玉県では昭和56年以前に建設された県有建物の耐震診断調査が近々に開始され、また建物の耐震相談窓口を設置するようである。現在は建物の構造上の強化が主であり、今回経験したように災害時の最低限の生活の確保にも留意した設備計画、特に避難所となる公共施設等は多くの検討事項が必要である。

当協会では先の調査結果を踏まえ、災害に對処した設備計画の研修を重ねているところであり、設備設計事務所の出番を大いに期待している。

(わたなべけんじろう

埼玉県設備設計事務所協会々長)

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

神泉村営城峰公園を彩る冬桜は、10月下旬から12月上旬にかけて開花し、訪れる人々の目を楽しませてくれる。この冬桜は、秩父セメント工場構内に育った桜を親木にして安行植物園にて品種改良された苗木を昭和43年頃にこの地に移植されたもので、晩秋から初冬にかけて開花する珍種として育った。現在100余本が成木、花期には毎年見事な花をついている。
(神泉村企画財政課提供)

◆卷頭言	1
◆建設産業構造改善戦略プログラムの視点	3
◆行政情報	
(1) 県の地震防災対策	6
イ 現行「震災対策計画」再検討	
ロ 土木部の緊急震災対策	
ハ 住宅都市部の地震・防災対策	
ニ 警察本部の大震災対応	
(2) 製造物責任法概説	11
(3) 県9月補正予算の概況	12
◆シリーズ特集 21世紀を展望した街づくり（その62）	
— 神 泉 村 —	13
◆連合会の動静	
(1) 理事会・委員会報告	15
(2) 構造改善推進計画策定に関する協議会・委員会合同会議	17
(3) 建設業の適正取引に関する講習会	19
◆連載 埼玉が生んだ著名人物像	
日本最初の林学博士 本田静六伝 — 間仁田 勝 —	22
◆告知板	
(1) 労働保険適用促進月間について・講演会の開催について	26
(2) 埼玉建産連会館入居団体事務所移動	27
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪 (16)	28
◆建産連だより	
会員団体の動静	31
◆連合会日誌	34
(財)建設物価調査会案内広場	(33)

建設産業の

構造改善戦略プログラム

— 視点と5つの戦略的推進事業 —

建設省は、本年4月に建設産業政策大綱を策定し、向こう15年（1995～2010年）にわたる建設産業の将来展望を示した。追って6月、「建設産業の構造改善戦略プログラム」を策定し、産業界の前にこれを明らかにした。この戦略プログラムは、政策大綱が15年間を視野に入れているのに対し、その前期5年間を対象にしたいわば政策大綱の実践版である。ここでは同プログラムが何を狙い、産業界をリードしようとしているかを5つの戦略的推進事業に絞ってまとめてみた。

(W)

建設省は、新しい競争の時代の到来に対応して、21世紀に向けて建設産業に対する国民の信頼を確立するとともに、建設産業界に生じている不安と戸惑いを払拭するため本年4月「建設産業政策大綱」を策定し、これを明らかにした。

この政策大綱には3つの基本目標を掲げ、さらにこの目標を達成するため8つの具体的な政策の基本方向が示されている（本誌前号所載の建設産業政策大綱の視点参照）。なお、本大綱には次のような基本的考え方のもとに「構造改善戦略プログラム」を策定するものとされた。

(1) 建設産業政策大綱は、2010年までの15年間にわたる中長期の将来展望が示されているのに対し、構造改善戦略プログラムは事業の完結性等を勘案して、目標を2000年とした第1期の5年間を対象とするものであること。

(2) 建設産業政策大綱が行政の施策と民間の取り組みを広く網羅しているのに対し、構造改善戦略プログラムは民間の自主的な構造改善の取り組みに対する行政及び財建設業振興基金等諸団体の支援を主な内容とすること。

(3) 施策の実施に当たっては、その成果を一層高めるために地方公共団体等の積極的参加や関係機関相互の役割分担と協力のもとで、重点的に施策を推進すること。
以上3つを視点に重点課題及び推進事業を設定した。

新たに設定した重点課題及び推進事業

今回策定の構造改善戦略プログラムにおいては、第2次構造改善推進プログラムに掲げた重点課題及び推進事業を継承することを基本としたうえ、さらに時代の要請に対応その内容の見直しを行うと同時にフォローする意味にて必要な事項を加え、次の7項目を設定した。

- (1) 「雇用労働条件の改善と人材の確保・育成について」
新たに「基幹的技能者育成推進事業」を追加し、これから建設技能労働力の質的变化と量的確保に向け事業内容の大幅な見直しを行う。
- (2) 「生産性の向上」について
新しい競争の時代において中堅・中小企

業が健全に発展し、雇用労働条件の改善を目指す上でも生産性向上問題は極めて重要な課題であることから第2次構造改善推進プログラムに掲げた3つの推進事業（経営基盤の強化、生産工程改善と技術開発の促進、情報化の推進）をいずれも戦略的推進事業に位置付けるとともに、事業内容の大幅な拡充を行う。

(3) 「建設生産システムにおける合理化の推進」について

第2次構造改善推進プログラムにおいて元・下関係の適正化のための各種指針が整備されたことを受けて、今後は指針の徹底と活用のために「建設生産システム合理化推進地方協議会」等の場づくりを積極的に行う。

(4) 「建設産業における品質・安全性の確保」について

安全確保対策を一層強化するとともに、今後ますます重要となる建設生産物の「総合的な品質の向上」及び「総合的な環境対策」を新たな推進事業と位置づける。

(5) 「建設産業の国際化への対応」について

平成8年1月に発効するWTO（国際機構）政府調達協定の理解促進及び今後の建設市場と建設産業の国際化を推進するために、新たに「建設産業の国際化への対応」を重点課題に加える。

(6) 「不良不適格業者の排除」について

行政における指導と合わせて産業界としても適正な競争の場づくりを行う観点から引き続き事業の推進を図ることとする。

(7) 「建設産業に対する理解の増進」について

国民、一般消費者に直接建設業の姿を伝えるための総合的な広報体制を整備するとともに、建設産業を通じた文化の創造を目指す新たな事業を設定する。

以上の重点課題及び推進事業を踏まえ、特に厳しい経営環境におかれる中堅・中小企業を念頭に本項冒頭に掲げた政策大綱の3つの

基本目標を実現する上で特に重要な5つの推進事業を「戦略的推進事業」と位置づけ、達成目標、推進主体等を明確にして、その実現をより確かなものとするために重点的に推進していくこととした。

【5つの戦略的推進事業】

-その1. 基幹的技術者育成事業-

将来的に建設労働需給が逼迫する中で、「良いものを安く」提供するために基幹的技能者の育成が今まで以上に重要性を増すことから、基幹的技能者についての「技能開発計画」の策定など次の各種施策を推進するとともにこれを支援する。

- ① 基幹的技能者育成のための「技能開発計画」の策定
- ② 都道府県単位の教育訓練基金の造成（助成要綱を制定し内容をオープンにする）
- ③ 拠点的教育訓練施設の整備
- ④ 教育訓練のための企業間連携の推進
- ⑤ 産業界との連携による学校教育での建設技能の実習の拡充
- ⑥ 基幹的技能者の公的評価制度の整備
- ⑦ 優秀施工者建設大臣顕彰の定着と拡充

-その2. 経営基盤強化事業-

新しい競争環境の中で中堅・中小企業を中心とした企業の経営基盤の充実が一層重要なことから、経営に優れた中堅・中小企業が特色を活かした成長ができるように、財産管理能力を始めとした総合的な経営力の向上を支援すると同時に、特色ある企業づくりを推進するために優れた企業体質強化事例等の情報提供などのほか次の事業展開を行う。

- ① 建設業經理事務士の育成
- ② 財務診断・指導の実施・拡充
- ③ 業種別経営改善指針の作成
- ④ 経営者等研修の実施
- ⑤ 特色ある中堅・中小企業づくりの推進
- ⑥ 合併・合同等企業体質強化の推進
- ⑦ 事業協同組合の活用等による中小企業経営の効率化促進

-その3. 生産工程改善・技術開発促進事業-

良いものを安く提供するために、今後さら

に生産工程の改善、技術開発の促進等が不可欠となることから、今後の技術開発の目標を明らかにするための生産性指標、生産性ガイドラインを策定するとともに、技術力の向上等を特に必要とする中堅・中小企業に対し支援、助成を行う。具体的に次の事業をあげている。

- ① 生産工程改善策・技術開発情報の提供
- ② 公共工事の平準化の促進
- ③ 中堅・中小企業の生産工程改善、技術開発への支援
- ④ 技術開発のための人材交流の促進

－その4. 情報化推進事業－

企画・設計等における業務の効率化から、経営の近代化に至るまで建設産業の情報化が緊急の課題であることから、急速に整備が進んでいるC A D（コンピューター援用設計）によるデータ交換の円滑な運用やC I - N E T（情報ネットワーク）の効率的な利用体制づくりに向けて支援を行う。

- 具体的手法として次の事項をあげている。
- ① 中堅・中小企業を中心としたO A化推進
 - ② C I - N E Tの実用化・普及推進
 - ③ 設計から施工までのC A Dの活用推進
 - ④ 建設産業におけるC A L S（設計から製造、流通、保守に至るライフサイクル全般にわたる各種情報をコンピューター化し、ネットワークを介して交換及び共有するシステム）の導入推進

－その5. 総合的品質向上事業－

建設生産物に対する国民の信頼を高め、国民生活に不可欠な建設生産物の品質の向上を進めることが必要であることから、建設生産物の品質評価体制、自主的な品質保証体制づくりの取組みに対して積極的な支援を行う。

- 具体的に次の3つの事業をあげている。
- ① 自主的な建設生産物の品質表示のための指針づくり
 - ② 自主的な品質保証のための指針づくり
 - ③ 産業界の品質情報の整備及び提供

以上のはか、当面の推進課題として

- ① 年間総労働時間1,800時間を目指し、週40時間制の完全実施
 - ② 元・下関係を対等に話し合える建設生産システム合理化推進地方協議会の設置
 - ③ 専門工事業者の技術・技能評価指針づくり
 - ④ 安全活動評価指針の作成
 - ⑤ 建設副産物のリサイクル促進に関する体制整備
- などがある。

事業の推進に当たっての配慮事項

建設産業の構造改善を効率的かつ着実に進めるために、事業の実施に当たって行政上の配慮事項として、次の4点を掲げている。

- (1) 構造改善事業の効果的な運用を図るために、建設産業団体としての将来ビジョンや企業としての中長期経営方針を策定する等構造改善に意欲を有する団体、企業に対して支援を行うこと。
- (2) 事業実施の責任体制の強化を図るために、事業ごとの推進主体、事業内容、事業期間等を明確化した上で、一定期間ごとの事業効果の把握を行うこと。
- (3) 各種支援団体による構造改善事業について十分な調整のもとに重点的な事業展開を図るため、単年度ごとの資金運用を改め、建設産業振興会議を活用して5年間のプログラム実施期間を見通した資金運用計画を立案し、その効率化を図ること。
- (4) 構造改善の推進に当たっては発注者の理解と都道府県、政令市等における構造改善の支援が不可欠であることから、事業の実施に当たっては、その連携強化を図ること。

なお、掲げた事業の推進主体は、(財)建設業振興基金、(財)建設技術センター、建設産業団体がそれぞれ分担、かつ提携して推進するものとされている。

県の地震防災対策

現行「震災対策計画」再検討

県が基本として定めている「埼玉県震災対策計画」は、昭和51年12月に策定して以来、毎年度修正を行ってきたが、平成5年7月に全面修正を行っている。

この震災対策計画は、災害対策基本法（昭和63年制定）の規定により県防災会議が作成するもので、県全域を対象に地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧に資するものであって、県民の生命、身体、財産を地震災害から保護することを目的にして策定されている。

県は、先の阪神大震災を教訓に去る3月、現在の計画の内容を再点検し、不備の点を補完し、実践的なものとなるよう見直しを行うことを決め、その手始めに専門的分野から助言、提言を受けるため、「震災対策計画調査研究委員会」（委員長、牛見章東洋大学工学部教授、構成員9名）を設置、その第1回の会合が8月8日開かれた。また、見直し作業を総括する「地震対策部会」（部会長、池上弘副知事、構成員関係各界19名）を設け、8月21日その第1回の会合を開いてそれぞれ今後の運営等について協議の場が持たれ、事实上具体化へ向け動き出した。

- 見直し項目として次の事項を例示している。
- (1) 道路施設、鉄道施設の耐震性の確保
 - (2) 避難所をはじめとする建物の耐震性の確保
 - (3) 備蓄用品
 - (4) 援助物資等の搬送方法
 - (5) 緊急道路等の確保

現行計画の見直しの方法として次の2点を

あげている。

(1) 震災対策計画見直しに関する調査の実施

これに関しては阪神大震災被害状況の検討及び問題点の抽出を行い、震災対策計画の検証を行う。

(2) 防災関係機関等との協議

協議においては、関係機関との意見等調整、学識経験者からのアドバイス等を受け見直し案の作成を行う。

見直し作業概略スケジュール

平成7年度は、見直しの基本的作業に並行して、当面の緊急対策の洗い出しを行う。

平成8～9年度は、被害想定の見直しを行い、具体的対策をたてる。

平成10～11年度において新地震対策計画を策定する。

ちなみに主管の環境部消防防災対策課が掲げる平成7年度事業は、次のとおりである。

(1) 備蓄用資機材の整備

備蓄物資（資機材等）の購入
ろ水機、移動式炊飯器、仮設トイレ
車椅子、揚水ポンプ等

(2) 地域備蓄拠点の整備、調査

(3) 市町村震災対策計画策定等への補助
(平成7年度対象29市町村)

(4) 中央・県北防災基地の適地調査

防災基地は現在、越谷市、新座市に整備されており、本年度新規に秩父郡小鹿野町に整備工事に着手した。さらに後年度県央、県北に基地設置を計画、その適地調査を進めることとしている。

なお、県は13日、平成7年度一般会計補正予算案を発表したが、うち実に予算額の約7割に当たる307億8,000万円を計上し、緊

急性の高い震災対策に充てている。細目は本誌別項「県9月補正予算概況」に述べているので参照されたい。)

県土木部の緊急震災対策

耐震性の点検、活動計画策定

県土木部は、緊急震災対策として道路等防災計画調査とともに行動計画の策定に着手、体制の確立を図ることになった。

これは、先の阪神大震災被災地に見られるように、地震災害発生後の道路は、緊急車両の通行、負傷者・救援物資を運ぶためその確保は至上命題であることが、多くの教訓となったところであり、また、被災地の復旧活動にも重要な使命を持つものであるという見地から、同部道路管理課では、大規模地震に対する危険箇所、橋梁等既設土木構造物の耐震性を点検し、今後、建設省等から発表される耐震性向上の指針（道路復旧に関する仕様）との調整を図りながら、本県における道路及

び土木構造物の補強対策の検討を行うこととした。

また、地震災害によって道路交通に支障を来たした場合、迅速かつ効率的な道路網の通行確保を図るために「土木部地震災害対策活動計画」の作成を行なう。

なお、県は大地震等災害緊急時に建設業界の応援を求めるため、昭和60年に(社)埼玉県建設業協会と「地震災害応急復旧工事に関する基本協定」を締結、これを基に各土木事務所長と同協会支部との間で細目協定を結び、応急的な出動を要請することになっているが、先の阪神大震災を契機にその見直しに合意されているが、当面、7月1日同協会と暫定協定を結んで対応することとしている。

県住宅都市部の地震・防災対策

1. 都市防災計画策定に着手

県住宅都市部（都市政策課）は、災害に強いまちづくりを目指し平成7～8年度継続で都市防災計画策定に着手した。

その狙いは、本県においては木造家屋の密集市街地がいまだに多く存在している。さらに緑地などの防災上有効な都市空間も十分確保されていないため、地震や災害に際し危険性を増大させている。

また、南関東地域における大規模な地震発生の切迫性が報告されているほか、先の阪神大震災による都市の被災事例からも災害に強

いまちづくりが緊急の課題である。

そこで同部では、災害に強いまちづくりのため、建築物の不燃化促進など、都市の防災構造化への基本計画を策定するとともに、県南部の密集市街地連携地域を対象にした広域都市防災計画を策定し、併せて、市町村ごとの都市防災マスターplanの策定を行うこととした。

事業推進のマインドは、平成7年度に基本計画の策定、平成8年度に広域都市の防災計画の策定及び市町村都市防災構造化事業計画（都市防災マスターplan）の策定である。

2. 既存建築物地震対策に検討委員会設置震前・震後対策策定へ向け始動

震災時建築物の損傷、倒壊は被災者の生命や財産に被害を及ぼすだけでなく、被災後被災者の生活に物理的にも精神的にも大きな影響を及ぼしたことは先の阪神大震災において実証され、大きな教訓を与えた。

県はその教訓を生かし、埼玉県震災対策計画の見直しと整合を図りながら、既存建築物の総合的な地震対策の推進方策として、耐震診断相談窓口の開設や耐震診断のできる技術者の養成などを盛り込んだ耐震改修促進計画及び実施計画を策定するため、このほど「埼玉県既存建築物地震対策推進事業検討委員会」を設置し、8月30日浦和市の埼玉教育会館においてその第1回の会合を行い、運営の基本方向づけを行った。

委員会の構成等

委員には、既存建築物の地震対策についての有識者及び建設省をはじめとする行政関係者、消費者、建築関係団体等から選任された委員長に東京大学生産技術研究所岡田恒男教授が就任、全部で17名で構成された。

そのうち建築関係として埼玉建築士会々長坂本勤、埼玉県建築事務所協会々長瀧沢源二郎、埼玉建築設計監理協会々長高岡敏夫、埼玉県建築住宅安全協会理事長安藤晃、埼玉県建設業協会々長関根宏の各氏が名をつらねている。

委員会の検討項目として、次の事項をあげている。

(震前対策)

- ① 既存建築物耐震診断、改修の普及、啓発
- ② 同耐震診断、改修の相談窓口の開設
- ③ 耐震診断技術者の養成・登録
- ④ 耐震診断を行うべき建築物の選定
- ⑤ 重点的な耐震診断誘導区域の設定

(震後対策)

- ① 応急危険度判定士の養成・登録
- ② 応急危険度判定支援体制の確立

なお、委員会における検討の補佐及び整理をするため、委員会の下に幹事会及び作業部会を設置し機能の円滑化を図ることとしている。また、委員会は本年度内に2回程の開催が見込まれ、平成8年度は本年度の検討結果を踏まえ、具体的な実施計画の策定を行うこととなっている。しかし、緊急性の高いものは最終策定を待たずに事業化を進めることとなっている。

県警察本部の大震災対応

県警察本部は、先の阪神大震災の状況報告を基に「埼玉県警察大震災警備計画」の見直しを行い、8月1日その骨子を明らかにした。

改訂計画では、阪神大震災時ビル倒壊などによって道路が遮断され、そのため救援活動に大きく支障を来たしたことなどを教訓に、また、初期情報の的確な収集に欠けたため、対策が後手に回ったことの反省、特に発災直後の対応、広域交通規制等に重点をおいた見直しを行い、より実態的で警察の組織力を最

高度に発揮できる計画となるよう整備を図ったものである。

改訂計画のポイントは、次のとおりである。

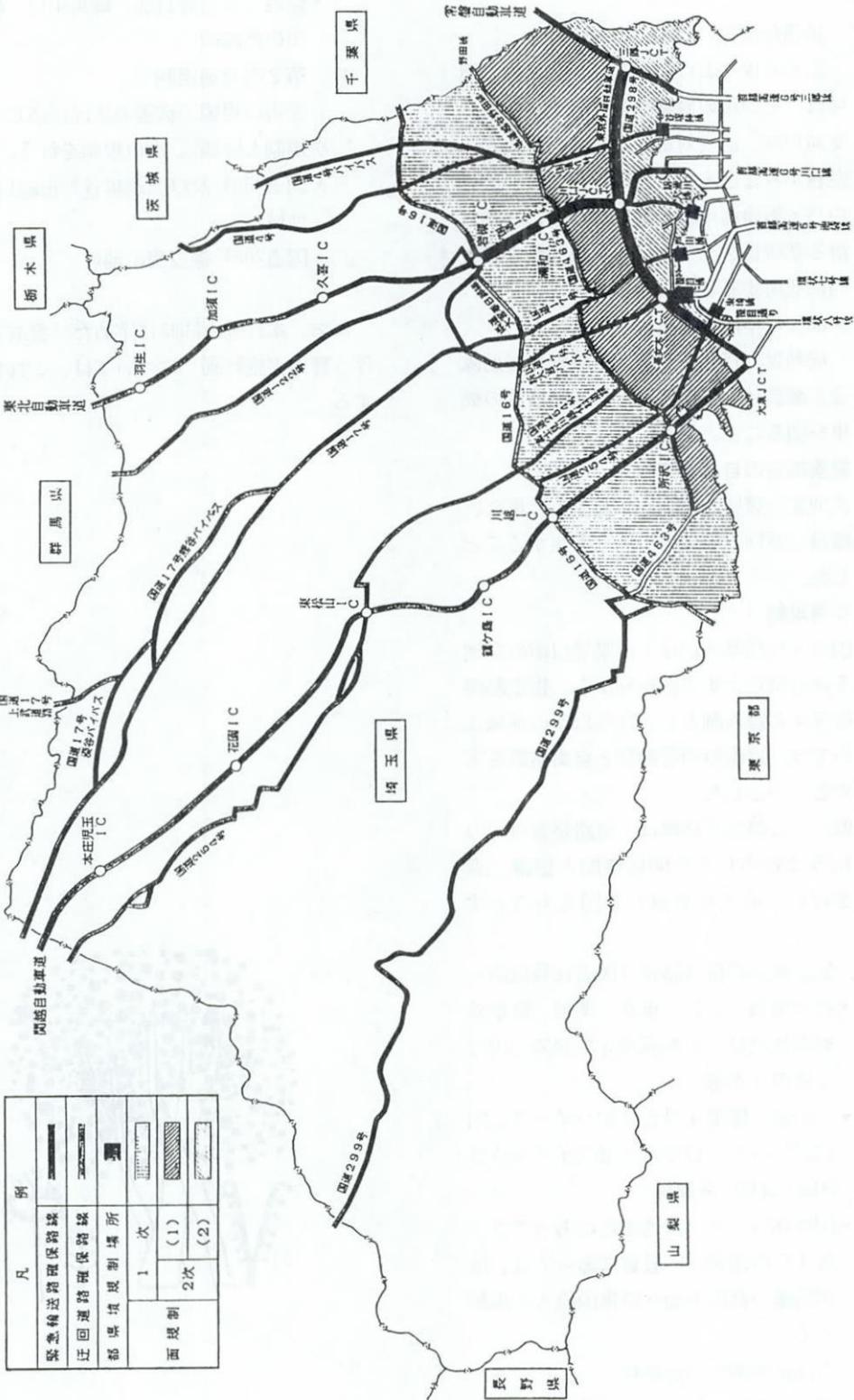
(1) 県震災警備本部の設置

- ア. 第一次は警察本部内
- イ. 第二次は浦和警察署及び警察学校

(2) 初動措置

災害整備の適否は、迅速な情報収集と部隊の早期大量投入がポイントとなることか

大震災発生時ににおける交通対策図



ら、

ア. 迅速な情報の収集

災害直後における迅速な被害状況の把握は、その後の警察活動（救出、救護、交通規制、治安対策等）の適否を大きく左右することとなるため、ヘリコプター、白バイ等の活用とともに機能的に行動し得る私服員を当てた情報収集活動を優先的に活用することとした。

イ. 部隊の早期大量投入

機動隊、管区機動隊、広域緊急援助隊等を激震地へ早期派遣し、初動措置の効果を図ることとした。

(3) 警察職員の自主参集

大地震（震度5以上）が発生した場合、全職員は原則として自所属に参集することとした。

(4) 交通規制

国道16号都県境から千葉県境以南の全地域を通行禁止とする面規制から、指定路線を確保する線規制とし、16号以南の地域については、車両の通行抑制と自肅措置を実施することとした。

但し、この指定路線は、道路整備情況の変化等に対応して、関係機関と協議、調整を行い、必要な見直しを図るものとする。

ア. 緊急輸送路確保路線（国道16号以南）

- ・高速道路＝常磐、東北、関越、東京外郭環状及び、首都高速5号池袋、川口、三郷の3路線
- ・一般道＝国道4号線草加バイパス、同122号、17号、17号新大宮バイパス及び国道254号の各路線
- ・国道16号以北＝高速道路にあっては、各ICの閉鎖、一般道にあっては、指定路線の都内方面への車両流入を規制する。

イ. う回道路確保指定路線

- ・国道＝16号、463号、298号の各路線

- ・県道＝大宮春日部、練馬川口、越谷野田の各路線

ウ. 第2次交通規制

災害の規模、被害の状況に応じ（第1次規制と同様）、次の規制を行う。

- ・国道463号及び県道越谷野田線以南の地域
- ・国道298号線以南の地域

なお、本計画と同時に定めた「警戒宣言に伴う警備実施計画」については、これを省略する。



製造物責任法概説

製造物責任法（略称PL法）とは、製品の欠陥により、人の生命、身体、財産に損害を被ったことを証明すれば、製造業者等に対して損害賠償を求めることができることなどを定めた法律で、条文は6条及び附則からなり、平成7年7月1日から施行された。

略称PLの語源は、Product liability（製造物責任）の頭文字。

私達のくらしの中には、さまざまな製品が出来り、便利な生活が出来るようになった反面、製品による事故も多発していることから、その責任の所在を明確にし、消費者保護を目的に定められたものである。

従来は、民法第709条（不法行為責任、過失責任）により製品事故の原因として製造業者などの落ち度、不注意（過失が存在したこと）を被害者が証明することが前提となっており、責任を問うには難しい面があった。

PL法では、製品事故の原因として、その製品が通常有すべき安全性を欠いていたこと、つまり欠陥が存在したことを被害者が証明することによって、製造業者・加工業者、輸入業者、表示業者に対して責任を問うこととなった。

しかもPL法では、製造業者等に対して無過失責任を負わせていることが特徴である。

ここでいう欠陥とは、

- (1) 設計上の欠陥、設計・構造上の欠陥をいう。
- (2) 製造上の欠陥、即ち仕様どおりに造られてなかったことによる欠陥をいう。
- (3) 表示・警告上の欠陥、これは事故防止のための適切な注意、警告表示がなかったことによる欠陥をいう。

PL法の適用対象

PL法の対象となるのは、製造物の欠陥によって生命、身体、財産に被害が及んだときで、単に製品がこわれただけでは適用とならない。つまり、製品本体の故障だけでは適用されない。例えば、テレビの欠陥から出火し火事になった場合、あるいはこれによってヤケドなど身体に障害を受けた場合などである。

PL法に言う製造物とは、

製造とは、「製造又は加工された物（動産）、例えば、自動車等車両、電気釜などの電化製品、テレビ等の電器製品、又カマボコ、ジュース、サンドイッチ等の食品加工製品、これらに対し「未加工」の果物、野菜、魚介類のほかパソコンソフトなどの電気エネルギーによるもの、そして住宅などの建築構造物（附属設備機器を除く）は法の対象外とされている。

なお、クリーニング、理美容、修理などは役務（サービス）であるので対象外となっている。

》注《 PL法の対象にならないものは、これまでどおり民法で損害賠償請求を行うことになる。

また、PL法で事業者が責任を負う期間は、①損害及び加害者（賠償義務者）を知ったときから3年、②製造物が引き渡されたときから10年と定めている。

PL法の施行に伴い県では、消費生活課を通じて啓蒙活動を行うとともに、消費生活センター（大宮、川越、熊谷、春日部）において、消費者からの消費生活に関する相談や苦情を受けつけ、解決のための助言、または必要に応じ商品テストも行うこととしている。

県の9月補正予算の概況

震災対策に7割投入

県が9月定例県議会（会期9月20日～10月6日の17日間）に上程した一般会計補正予算の総額は、451億8,741万2千円で、これにより年度予算の累計は1兆6,470億9,300万円となる。

補正の規模は、昨年の9月補正244億円を大きく上回り、国の総合経済対策が実施された平成5年の531億円に次ぐ大型補正である。

今回の補正は、震災対策を中心で、実際に全補正額の約7割に当たる307億8,329万5,000円を計上、防災拠点や初動態勢の整備、緊急輸送路・資機材の確保、既存建築物の耐震性の強化など多くを盛った。

防災拠点の整備では、阪神大震災で学校施設が避難所の役目を果たしたことを重視し、県立高校の防災機能の強化に34億5,300万円を計上。校舎の耐震診断や補強工事、合宿所としての食堂やシャワー設備など今年度は7校について整備を行い、5ヵ年間で県南の人口密集地域を中心に29校を順次整備していく。

また、県内に19ある県営公園の耐震性貯水槽や井戸、ヘリポートなどを整備していく事業に20億5,200万円。被災情報をリアルタイムで把握する高機能ヘリコプターテレビシステムや携帯用画像電送装置などの整備費として6億9,900万円をそれぞれ計上した。

一方、大震災の際に緊急輸送路を確保するため落橋の防止や首都高等高架部の橋脚、一般道路などの補強事業に合計237億7,200万円を投入していく。

また、県営住宅や社会福祉施設の耐震診断、

被災家屋の危険度をみる「判定士」の養成に当たるとともに、阪神大震災が発生した1月17日を「防災を考える日」とし、県独自の防災訓練や防災フェアの開催などにも予算化を図った。

このほか、中小企業支援対策として最近3ヵ月間の平均売上高が過去5年間の同期に比較して下回っている企業に融資する「経営支援緊急融資事業」や大宮市にある県産業情報センターで得た県外や海外の先端技術、新製品に関する情報提供のサービス、就職難に悩む女子学生の就職活動を支援するセミナーの開催、県内産米のPR事業などが新規事業に盛り込まれた。

生活基盤整備、特に県内一時間道路網構想の着実な推進を図る観点から県費単独事業費188億5,463万9,000円を計上（内訳・道路・街路149億8千万円、河川16億9千万円）、促進を図ることとしている。

補正予算に盛った主な震災対策事業

（新規事業・単位千円）

①防災拠点の整備

- 県立学校の防災機能の充実 3,453,678
- 県営公園の防災機能の充実 2,051,900
- 総合水防ステーションの整備 310,000

②初動体制の整備

- 被災情報収集システムの整備 699,314
- ③緊急輸送路、資材等の確保 23,772,629
- ④既存建築物等の耐震強化
- 県有施設 238,788 • 既存住宅 16,520
- ⑤応急危険度判定士等の養成 13,765



「豊かな自然を生かし快適で活力のある山村づくりを目指して」

神泉村長 貫井清英

1. 概要

神泉村は埼玉県北西部の外縁、秩父山岳地帯の北麓に位置し、北は神流川を隔て群馬県鬼石町に接している。南は城峰山の急峻な山地を越え秩父郡と接し、村全体が北斜面をなす山村である。本庄児玉郡の北西に位置し、東京都心からは約2時間、80km圏内にあり、東西9.2km、南北6.2km、総面積は23.7km²、人口は1,332人である。村内は平地部分の多い阿久原地区と、山地の多い矢納地区の大きく2つに分けられ、林野率は76%となっている。

矢納地区には神流川を塞き止めて昭和43年に建設された下久保ダムがあり、村全域が県立上武自然公園に指定され、水と緑に恵まれた自然環境を有している。

2. 村おこしへの取り組み

下久保ダムの建設により人口が急減し、昭和46年過疎地域の指定を受けた。以来、村では過疎対策と地域振興を図るために、種々の振興策を講じてきたが、過疎化を止めるに至っていない。

昭和55年に児玉・大里地域モデル定住圏計画が策定され、圏域内の休養地「ふれあいの里」として位置付けられ、61年度に第3期山村振興計画を樹立し、豊かな地域資源を活用した開かれた村づくりを推進してきた。



首都圏の水がめ下久保ダム

早稲田大学生活協同組合の研修宿泊施設を誘致するほか、名称の同じことから渋谷区神泉町と姉妹提携を結び、都市の活力と山村の自然とを互いに提供し合い、現在も交流を続けていている。

観光面においては、観光ブドウ園を始めとして、10月下旬から開花する冬桜の植栽、レストラン城峯、キャンプ場、矢納フィッシングパーク、村営宿泊施設下久保コテージ等の整備を進め、観光客の誘致に努め活性化を図ってきた。

産業面においては、村で生産される農産物、山菜等を原料として付加価値の高い特産品作りに取り組むために農産加工センターを開設、生いもを主体としたコンニャクの製造を初め、ワサビ漬、手作りジャム等各種の特産品を手

掛けている。又、平成3年には、自然と環境に配慮した村おこしの姿勢に共感して、ヤマキ醸造の豆腐製造部門である「豆庵」を誘致、神泉の自然水を基調として、無農薬栽培の国内産大豆と天然ニガリを使っての「こだわり豆腐」を製造販売、高い評価を受けている。次いで、第2期工事として、ふるさと融資事業により醤油・味噌の製造を主体とした本社工場も移転、平成6年11月に操業を開始、同社の経営方針は、有機農法の農業資源や自然を利用して開かれた村づくりを推進しようという“村際化”構想に合致しており、今後の食品産業の活性化に貢献するものと期待される。

事業面では、人口の定着化を図る上から、平成2年より実施した宅地開発事業により、42区画を造成、平成5年より販売を開始、その大部分が売却され、現在家屋の建築が急ピッチに進行しており、人口の増加に大きな期

待が寄せられている。

3. 今後の方針

村にとって、最も大切なことは？それは豊かな自然を生かしながら人々の集う快適な村をつくること。魅力ある地域づくりには、産業、文化、地域の発展のバランスを保ちながら明日へと向かって行くことが大切です。

そこで、神泉村では「人づくり」「地場産業づくり」「観光づくり」の3つのプロジェクトを掲げ、魅力ある村づくりを目指しています。

今後は、さらに交流人口の増加を図るために、宿泊滞在型の研修施設や弓道場などの各種観光・スポーツ・レクリエーション施設の集積を図り、幅広い年齢層が楽しめ、村民と来村者が気軽に交流できる「ふれあいの里」の推進に村民の総力を結集して行く所存あります。



関東平野を一望の景勝 城峯山

連合会の動静

理事会・委員会報告 広報委員会



7月25日正午から建産連会館1階の特別会議室において年度第2回目の広報委員会を開催し、機関誌「建産連ニュース」第65号（7月15日付）発刊報告と次号第66号（10月15日付）の編集内容について意見交換のあと、平成7年度「埼玉の建設産業」をテーマとしたポスター・絵画コンクールの作品募集についてを議題にした。

冒頭挨拶の松本孔志委員長は、梅雨明けの遅れで冷夏の年かと心配されたが、ここにきて一転猛暑の到来は、沈滞気味の消費の活性化に寄与することが期待されるとする一方では、公共事業の発注の伸びない現状に疑念を投げかけた。

続いて事務局より交替新任委員とともに出席全委員の紹介を行ってのち議事を進めた。

はじめに建産連ニュース第65号（7月15日付）発刊に関し内容のポイントをあげて説明して質疑を受けた。

次いで第66号（10月15日付）の編集素案を提示し、主な項目の要点を説明のうえ、意見等を求めた。委員から若干の質疑、要望に対

しては、取材の段階にて善処する旨答えた承を得た。

また、第65号における平成7年度県公共事業実施計画の記事関連で、県は上半期79%を目指とする大幅前倒し発注の方針を表明しているが、業界のの方が今まで受ける感触では、全くその実効を感受していない。果して工事等は計画のとおり執行されているのかとの疑問が投げかけられ、共鳴する者が多く出た。

これにより委員間から建産連として実態調査を行ってはどうかとの意見が提案の形でのぼった。事務局としては本来調査事業は他の委員会の所掌事項であるが緊急の問題であり同席の斎藤会長の意向を入れ、実施に向けて検討することで了承を得た。

続いて、平成7年度の「埼玉の建設産業」をテーマとするポスター・絵画コンクール実施に向けた作品の募集については、例年の事業として既に県内小学校833校、同中学校419校の計1,252校に対し募集要領を送付し、その協力依頼を行った旨説明して了承を求めた。

最後に次回委員会を10月25日（水）に開くことを決めて散会した。

研修指導委員会



7月21日正午から建産連会館1階の特別会議室において、研修指導委員会を開催し、平成7年度当委員会事業実施計画の策定について協議した。

会議の冒頭、安藤晃委員長の挨拶に続いて今回交替による新任委員の紹介（埼玉県地質調査業協会岡崎幸夫副会長）を行って議事を進めた。

はじめに事務局が用意した講演会・研修会並びに施設見学会の実績一覧表等を参考にして意見交換を行った。

まず、講演会については、テーマにより講師を選ぶことになるが、講演料との兼合いが焦点となる。従来埼玉県建設業協会浦和支部との共催にて負担の軽減を図ってきた経緯から今回も引き続き共催方を打診、かつ同支部の意向を伺った結果を踏まえ、政治、経済が流動的である現下の情勢からテーマをこの点に絞り、著名度、見識において広く定評のある政治評論家・森田実氏を第1候補にあげ協議の結果、同氏に白羽の矢を立て、11月17日（金）開催を目指し日程調整を事務局に一任した。

研修会については、任期半にある土屋知事を招請し本県県政の展望を語って貰うことにして、明年1月下旬か4月中旬かのいずれかを視野に日程調整を事務局に一任で同意した。

次の施設見学会については、過去の実績表と県内、県外に分けた候補地事務局案をもって意見交換を行った。その結果、昨年秋オープンの彩の国県民芸術劇場（与野市）を第一候補にあげ、これをメインに立案を事務局に一任することを了承した。

以上取り決めのあと委員よりの発言で、本委員会事業に対する参加者が実績表を見る限りおしなべ低調であることが指摘された。

相当高額の費用をかけて実施する事業であることから、ある程度の参加者動員が望ましいとその対応策を話し合った結果、まず事務局にて広報等でその周知を図るほか、各団体にもPRの助力を要請するなどして効果的な呼びかけを行うことに同意し、散会した。

総務委員会



7月18日正午から建産連会館特別会議室において総務委員会（星野謹吾委員長）を開いて、平成7年度実施事業並びに全国建産連会長会議へ提出する要望事項について協議した。

冒頭、星野委員長の挨拶を受けたあと、新たに選任の瀧澤源二郎委員（埼玉県建築士事務所協会会長）を紹介して議事を進めた。

はじめ平成7年度事業については、平成8年度県予算編成へ向け要望を行うこととし、要望事項については、会員2団体よりの6項目に建産連要望4項目を加え10項目を提示、これを説明し、同意の下に実施することとした。また、全国建産連会長会議へ向けた要望には、会員団体中4団体から5項目の提案があり、これを説明の上意見交換を行った。

提案の中の一つ「履行保証制度」に係る事項については、中央業界の動きと整合性を保ことが必要との意見が出て、再検討することとした。また、最低制限価格の維持要望については、建産連の総意として実現を期すという強い趣旨をもって重ねて要望していくことで合意、これに合わせ文面を改訂することとした。

次いで、平成7年度全国建産連会長表彰の受賞候補に岡村喜一前埼玉県電業協会会長、松本孔志埼玉県造園業協会会長の両氏とすることとした。

最後に、当建産連の夏季休暇として8月14日～16日の3日間とすることを決め、この間会館を閉鎖することに合意して散会した。

構造改善推進事業計画 策定に関する協議会 委員会合同会議開く

当建産連は、7月28日正午から建産連会館センター棟3階大ホールにおいて、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（藤村光男会長）、当建産連構造改善委員会（町田迪委員長）並びに経営合理化委員会（島村治作委員長）の三者合同会議を開催した。

開催の目的は、先に建設省が策定した建設産業政策大綱及び構造改善戦略プログラムにより、向う5年間を見据えた建設産業の将来像や建設産業政策の在り方を開示した。これらは新しい競争の時代に突入した今日、求められている業界の自助努力に対し行政が重点的かつ積極的に支援するための処方箋を示しているが、これらを今後建産連活動の中にどう取り入れていくべきかを探るために推進母体である3者が一堂に会し、取り組みの具体策について討議を願う場として開いたものである。

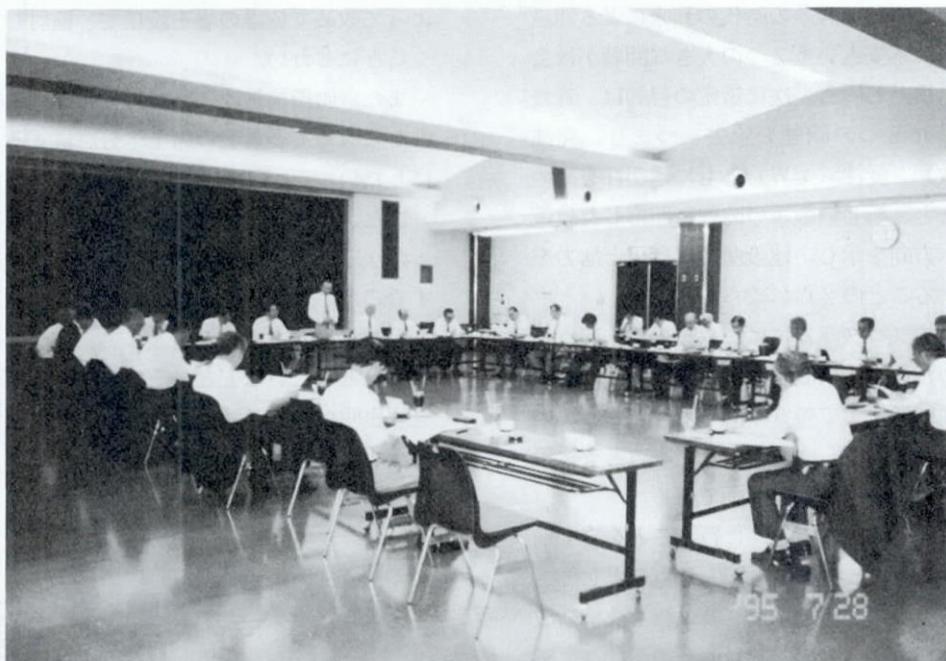
討議を前に本席特に招請した(財)建設業振興基金の構造改善第1部長高橋俊雄氏により建設産業政策大綱並びに構造改善戦略プログラムについて約1時間30分の解説的講義を受けたあと、意見交換を交えて問題討議を行った。

経過の概要

定刻、当建産連金井常務理事の司会で開会。

冒頭挨拶に立った斎藤当建産連会長は、平成元年3月に建設省が第1次構造改革推進プログラムにて建設産業界に構造改善を促されてこの方、当建産連は活動の中心に据え衆知を結集してこれに対処してきたところであるが、バブルの崩壊による経済界の混迷や加速的に伸展した国際化によって産業界の流れは大きく変わった。殊に90年ぶりと言われる入札・契約制度の改革は建設産業界に戸惑いと不安を巻き起こし、目下のところ業界はひとしく生き残りをかけて厳しい試練にさらされている。

この度示された政策大綱には「新しい競争



の時代」の到来を前面に掲げ、建設産業界や各企業だけでは予測困難なこれからの中を取巻く競争環境についての経済社会における制度的枠組みを明らかにするとともに、今後の建設産業政策の基本方向を示している。

しかし、その根底を流れるものは、強者は益々強く伸び、弱者は自然淘汰されるものという極めて厳しいものが内蔵している。しかも長びく不況は、従来からの雇用改善、時短の推進を柱にした一連の構造改善策が、逆に生産性向上への足かせになるという矛盾をも露呈するに到るなど政策そのものに疑念を抱かざるを得ないと述べるなどして、暗に急激な諸制度の変革や政策そのものを批判しながらも、当面、建産連として何をどう取り組むべきかについて意見提言をお受けしたいと要請した。

続いて事務局より列席委員を紹介、引き続いだ招請の高橋部長より建設産業政策大綱策定の背景や視点を捉えた基調講演を受けた。

講演の要旨は、まず、策定の背景としてここ数年重なる不祥事が発端となり、建設産業界の非競争性、不透明性に対する国民の不信の増幅、新しい競争の時代の到来による建設産業界の不安という2つの大きな問題が社会全般に横たわった。次に策定の目的は、背景となった2つの問題を除去、つまり、発注（行政）、受注（業界）ともに透明性を高めることと、新しい競争の時代に即応した政策の基本方向を示し、建設産業に自信と活力を回復することの2点に絞られる。

戦略的プログラムには、政策大綱が向う15年にわたる中長期展望を示すに対し、その第1期2000年までの5年間を対象にし、実効ある事業を設定し、その取り組み方と支援策を掲げたいわゆる行動計画である。

内容は、業界の自動的に行うことと立て前に実践項目と支援策を併記したものとして、主なるものに説明を加え、特に第2次構造改善推進プログラムの一部見直し箇所並びに戦

略的推進事業をピックアップしてその視点を明らかにしたうえ、行政側が行う支援策等について説明が加えられた。

本日の主題「構造改善に伴う推進事業の取り組み」の討議に先立ち事務局より「今後の事業推進計画」案が提示され、議題項目と具体的推進内容の説明を行って3者にてどの項目を分担するかについて検討を委ねた。

個別討議を行う前に、次の案が出た。

政策大綱をはじめ戦略プログラムにおけるいわゆる中央の課題項目の内容は、余りにも抽象的でしかも地方の実情に適合しない面が多い。よって中央の主旨を踏まえ本県独自のつまみ「埼玉県版」の作成を考えはどうか。

これに関連して、中央での推進事業は項目の羅列で、実施の段階には多くの問題点がある。特に人材確保・育成事業や時短の対応、労働条件の改善などについては、現実性に乏しく、具体化には問題点を指摘する声が出た。

これらを受けて3者の対応について、まず、協議会藤村会長は、本席直ちに決めかねるによって改めて協議の場を設けて、検討していくことにしたい。

また、町田構造改善委員長は、問題の重要性から改めて委員会の席上十分討議することにしたい。

また、島村経営合理化委員長は、目前に迫った法定労働時間（週40時間制）をクリアーすることが先決で、まずこれにしっかりと取り組むための方策を課題として、当面取り組むこととしたいなどと、それぞれの立場から見解表明があり、結局3者分担を見え出すに至らず先送りに終わった。



建設業の適正取引に関する講習会開く

独占法(入札ガイドライン)と 改正建設業法について

当建連は、7月7日午後1時30分から建連会館センター棟3階大ホールにおいて(社)埼玉県建設業協会並びに(財)建設業適正取引推進機構との3者共催にて「建設業の適正取引に関する講習会」を開催した。

最近の我が国建設業とその関連産業を取り巻く状況は、新しい競争の時代の到来により建設市場に混乱と戸惑いを生じ、企業間に不安を増幅しているのが現状である。なかんずく国民の信頼の回復は、社会的基盤整備の担い手を自認する建設産業界にとって最重点課題となっている。建設省はじめ関係機関においては、こうした時代の流れに適切に対応するため積極的な支援策を講じているところである。

今回の講習は、こうした新事態を再確認し企業防衛に当たることを目的に、①独占禁止法遵守のポイント、②改正建設業法の視点の2つをメインテーマにして開講、前後約3時間、約350名が受講した。

演題及び講師は

- (1) 独占禁止法の遵守について(建設業とその関連業を中心に約1時間30分)。
公正取引委員会経済部団体課の山口幸夫課長補佐。
- (2) 建設業法の改正について(関係政令・省令の改正点を合わせ約1時間30分)。
建設省建設経済局建設業課の和田信貴課長補佐。

講義内容の要点

はじめに立った公正取引委員会の山口課長補佐は、改訂版・独占禁止法の手引をテキスト代わりにして、主に建設業とその関連業界に係わりのある部分の解説を行った。



演壇に立つ山口幸夫講師

この改訂版は、平成5年10月の初版刊行後、日米建設協議、ガット政府調達協定の締結、「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の閣議了解などの動きなどを受けて、独占禁止法については新たに『入札ガイドライン』が策定されるとともに、独占禁止法違反に対する指名停止基準の強化、建設業法上の監督処分基準の策定などのほか、最近の新しい動きを加味して大幅に改訂されたものである。

独占禁止法の運用面が一段と厳しく、かつ強化された背景には、一連の入札談合事件が国民の前にさらされ、公正で自由な競争を通じて消費者の利益を確保する立場にある独占禁止法に対する国民の期待が高まったことが最大の要因であるとしたうえ、特に公共事業の入札、受注を巡るいわゆる入札談合に対する見解を明らかにした。

入札談合は、不当な取引制限行為に当たり、「受注予定者決定カルテル」又は「受注調整カルテル」であるとともに「価格カルテル」に該当するもので、独占禁止法では厳しくこ

れを律している。建設省をはじめ公共事業発注機関では平成6年3月以降「談合情報対応マニュアル」を策定し、公正取引委員会との連携の強化を図ってその防止に当たっている。

談合事件は、落札しようがしまいが談合に加わったこと自体が違反行為として処罰の対象となる。また、事業者の会合で入札談合に類する話が出たとき、同席しそのまま黙っていたとしても暗黙のうちに了解したものと見做される。逃れるためには事前に退席することである。その場合、退席し談合に参加しなかったことを明確にしておく（記録しておくか、または会社に戻って上司に報告しておくなどの措置）ことが必要であるなどの身の処し方について示唆があった。

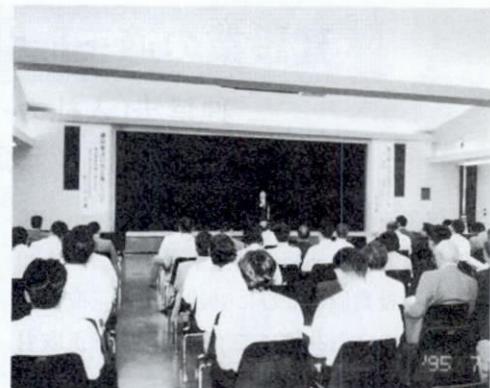
引き続いて講師は、入札談合の未然防止を徹底するために平成6年7月、新たに策定した「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）を説明、その周知を求めるとともに、その徹底を図って国民的信頼の確保に努めて欲しいと述べ、講義を結んだ。

約10分の休憩をとったあと引き続いて建設省の和田建設業課課長補佐が立ち、新しい建設業法の改正点についての講義が進められた。

改正建設業法は、平成6年6月、建設業の健全な発展の促進とともに適正な建設工事を確保するということを大前提に、加えて公共工事に対する国民の信頼を回復するという命題を背負い、一連の政・省令とともに改正を行ったものである。

講義は、今年6月改訂の「新しい建設業法遵守の手引き」をテキストとして、その中の主な改正点について解説が加えられた。

新しい建設業法やその附属法令のもとでは、これまで明記されていなかった義務、例えば、工事費に対する見積りの適正化、全員が経営事項審査を受けなければならないこと、施工



改正業法を説く和田課長補佐

台帳の整備等、そのほか許可要件とする条件が厳しくなるなどのほか、建設業法に違反したときの行政上の処分（監督処分）や刑法上の罰則が強化された。

主な改正点

1. 建設業許可の基準（改訂強化）

(1) 指定建設業に「電気工事業」と「造園工事業」が追加され、この2業種で特定建設業の許可を失わないためには一定の国家資格者（1級施工管理技士）又はそれと同等以上の能力があると認定された技術者が必要となる。このほか特定建設業の許可及び一般建設業の許可の要件（財産的基礎）の引き上げられた。

2. 見積りの適正化（新規）

(1) 建設業者は一様に「工事費の内訳を明らかにした見積りを行う」という努力義務
(2) また、注文者から求められたときには、内訳を明らかにした見積書を提示する義務が課せられた。そのいずれも元請業者だけでなく、すべての建設業者の義務となつた。

3. 経営事項審査（新規・義務化）

(1) 公共工事の元請業者になろうとする建設業者は、すべてが（大臣・知事）経営事項審査を受けることとなった。

しかも、従来 2 年に 1 度受けければ良かったものが「毎年受けないと受注できなくなつた」。また、記載事項に虚偽があった場合は、刑罰を受けることとなった。

4. 施工体制台帳等の整備（法律上の義務）

施工体制台帳の作成はこれまでの通達事項から「法律上の義務」となった。

台帳を作成しなければならない建設工事は、公共、民間を問わず現場ごとに置くこととなった。

作成上の詳しいことはこの場では省略しますので関係方面を通じて理解されたい。

の施工体制台帳の一部分を添付しなければならない。

- (3) これらはいずれも公共・民間、元請・下請を問わず、すべての建設業者の義務とされたので注意すること。

以上のような改正法上のポイントを述べ、新しい義務や条件が厳しくなった点をあげて、速やかに企業体制が整備されることを要望。

次いで、先頃策定の建設産業政策大綱の狙いとする点などを述べ、これをもって自信と活力ある建設産業へと発展することを期待すると結んだ。

5. 監理技術者の対応

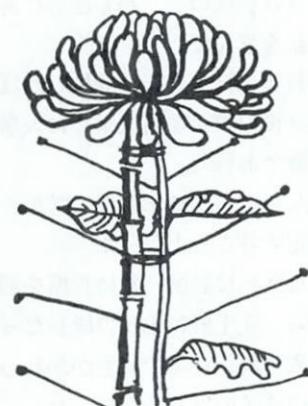
公共工事で、専任の監理技術者を付けなければならない工事（建築一式工事では、請負額の 5,000 万円以上かつ下請総額 4,500 万円以下、その他の工事では請負額 2,500 万円以上かつ下請総額 3,000 万円以上）については、すべての業種について、その監理技術者は監理技術者資格者証を持つ技術者でなければならないこととなった。但し、平成 8 年 6 月 29 日からと定められている。

特に電気と造園の 2 業種については留意されることが必要。

6. 帳簿の備え付け（新規義務化）

- (1) すべての建設業者は、その営業所ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を備え保存（目的物引渡しの日から 5 年間）することが義務づけられた。
- (2) 記載事項は、営業所の代表者の氏名・着任日、注文者や下請負人と締結した請負契約に関する事項（工事名、現場所在地、契約日、契約相手の名称・許可番号、完了審査・引渡しをした日、下請代金の支払状況に関する所定事項）

また、添付書類として、契約書、下請代金を支払った際の領収証、工事現場閉鎖後



連載

埼玉が生んだ著名な人物伝 その3

—日本最初の林学博士— 本多静六 伝

間仁田 勝

秩父地方の水力電気やセメント事業の可能性を提案するとともに、山林保護手法の創設、及び日比谷公園をはじめとする多くの都市公園の建設に多大の貢献をし、わが国初の林学博士となった南埼玉郡菖蒲町出身の本田静六について記す。

1 学問への探求

本多静六は、慶應2年（1866）7月2日、埼玉郡河原井村（今の菖蒲町河原井）の農家折原禄三郎の6番目の子として生まれた。

折原家は藤原鎌足の後胤といわれており、かつては武士であった折原丹後守の子孫で禄三郎はその11代目にあたり、戦国時代末期に丹後守の帰農により、以来、代々河原井村の名主を努めていた。

明治9年、静六が9歳の時、父が急死、父の残した多額の借金のため、折原家は一転して貧困生活を余儀なくされるようになった。

明治12年に上京、岩槻藩校の教授であった島村泰の書生となり、夜は島村泰より漢学を学び、昼は書生のかたわら四谷にあった代柯塾で英語を学んだ。

明治17年には、前年に開校したばかりの山林学院（後の東京農科大学）に入学をした。静六17歳であった。

何気ないこの山林学院の入学が、静六の一生を決定することとなった。

静六は猛烈に勉強、常に首席を通していったことから、元上野彰義隊の隊長だった本多晋に気に入られ、在学中にもかかわらず、その一人娘の詮子の婿養子となった。

この詮子は静六より2歳年上の23歳で、女学校を首席で通し、海軍医学校に入学、そして日本3人目の女医となったばかりでなく、英



名聲を博す 本多静六

会話においても公使館から通訳を頼まれるほどの才媛であった。

静六は明治23年に山林学院を卒業し、義父本多晋の援助によりドイツのミュンヘン大学に留学した。4年間の課程を2年間で終了させ、ドクトルの学位を得て帰国、請われて母校の東京農科大学（後の東京大学農学部）の助教授に迎えられた。そして明治28年に教授となり昭和2年3月の退官まで35年間にわたり教鞭をとった。

明治27年には日本で最初の林学博士となつた。

2 秩父開発を提案

明治40年9月、渋沢栄一の王子の自邸で恒

例の晩餐会が開催された。

その中には、郷土出身の大川平三郎、尾高次郎、諸井恒平、及び東京帝国大学教授で林学博士で6回目の欧米視察から帰国したばかりの本多静六らが招かれていた。

その折、栄一は静六に「今日は埼玉県出身の者が多いから欧米で新知識をもとに郷土の振興策についての考え方を話せ」といわれ、静六は今日の洋行で最も意を払ったのが地方振興であると力説、秩父地方の開発について述べた。

それによると、「秩父の山林は、これを開発することにより、その収益を今日の数十ないし数百倍にすることは極めて容易であり、特に水力電気とセメント事業こそ埼玉振興の双璧である。」とし、さらに武甲山の石灰岩をはじめ良質の粘土が付近の台地に存置することを指摘した。

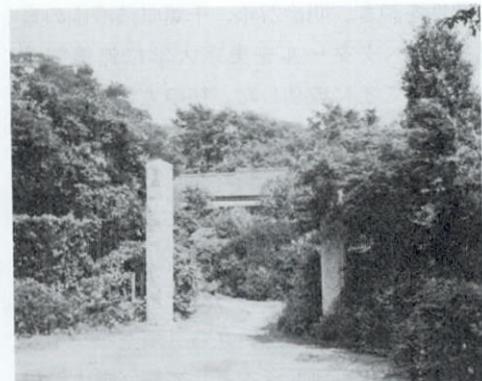
栄一はその考え方を賞賛し、静六に建設設計画を指示、早速、列席の事業家達から各千円づつを徴収、調査費とした。

静六は栄一の即断に驚いたが、やれるだけやって見ようと決心し、翌日、わが国における水力電気の権威であった親友の山川義太郎博士を訪ね、協力を願い出た。

その企画を実現化したのが大正2年2月に設立された武藏水電株式会社であった。

発電所を秩父郡大滝村強石に設け、川越を中心とした6町村に電気を供給するとともに川越電車（後の西武鉄道）、所沢航空隊等に供給、秩父鉄道においてもこれにより全線電化が図られることとなった。なお、この武藏水電も、その後帝国電灯に合併され、現在は東京電力の発電所となっている。

また、セメントについては、早速、武甲山の石灰岩と秩父大宮台地の赤土を取り寄せ工業試験所で試作したところ良いセメントができたので、工場設計を米国の知人に依頼、それをもとに日本煉瓦製造の諸井恒平の協力を得て企画立案したのが、大正12年1月に創業



本多静六の生家（現在）

した秩父セメント株式会社であった。

3 山林の開発手法の創設

静六は林学者として山林開発につくした。

彼の開発方法は単なる伐採開発ではなく、保全を主体とした山林資源の活用であった。景勝地については風致林として保護し、必要ある山林については保全林等として保全活用することであり、彼の提唱した多くは今でも山林保護事業の施策として生きている。

鉄道防雪林もその一つである。

歐州からの帰途、カナダ太平洋鉄道の防雪林を視察、この必要性を痛感した。帰国後、早速、渋沢栄一に提案したところ、栄一は感じ入り、明治39年、静六を日本鉄道会社（後の国鉄）の嘱託に取り立て鉄道防雪林の設置に努力させた。これにより多くの防雪林が設置された。

風致林についても、国の施策として保護すべく、当時の内務大臣の安達謙蔵を説得、その功あって、昭和6年（1931）国立公園法が公布され、9年3月には瀬戸内海、雲仙、霧島の3地域が指定された。

また、明治30年には奥多摩の山林が荒廃しているのを嘆き、東京府知事に進言、府の水道水源林として買収、そして民有林は保安林として指定することに成功している。

さらに、学生の実習の場としての演習林の

必要性を説き、明治27年、千葉県清澄山の官林約336ヘクタールを東京大学に無償で譲り受けることに成功した。初の大学演習林で、その後、多くの大学演習林が設けられていった。

4 本多育英基金の創設

静六は、自らの経験から郷土埼玉の子供達のために育英資金を思い立ち「埼玉県学生誘掖会」の設立を企画、資本として秩父郡大滝村中津川に約8,000ヘクタールの山林を購入、その経営利潤を育英資金とすることとした。

しかしながら、教鞭の傍らでの山林経営は難しく、その一部の約3,000ヘクタールを東京大学に演習林として譲渡、昭和5年に残りの5,000ヘクタールのすべてを埼玉県に寄贈し、その業務を県に委ねることとした。
かたわ

その折、静六は、①景勝地の森林は風致林として保存する、②山林経営の純益の一部を積み立てて総額100万円に達した時、育英基金としての財団法人を組織する、③基金から生ずる利子を苦学生に補助する、等を条件とした。

県はこの希望を入れ、翌6年に「本多静六博士育英基金条例」を制定、昭和28年から経済的理由により就学が困難である大学または専修学校に在学する者に対し奨学金の貸与を開始した。

静六の寄附した山林は、台帳地積で寄贈されており、県は寄附後、一部の交換や買い入れ等を行い、さらに実測測量を実施した結果、現在は2,676ヘクタールとなっている。

5 日比谷公園の設計

静六の実績で、今でも大きく名を残しているのが日本最初の近代的公園としての日比谷公園の設計であった。

日比谷公園は、明治21年8月、首都東京を歐米諸国に負けない近代都市とすべく公布さ

れた東京市区改正条例（都市計画法の前身）の中で中心的施設として位置付けられた公園であった。

もともと、この地は大名屋敷跡で明治になってからは陸軍の日比谷練兵場として使用していた場所で、東京の中心地であり、皇居に近接していることから白羽の矢が立ったものと思われる。

既に公園としては、上野公園、芝公園など多くの公園が開園されていたものの、これらはかつての寺社境内地をそのまま公園として開放したもので、都市計画として計画的に建設された公園としては、この日比谷公園が最初であった。

静六が、この公園を設計することとなったのは、まったく偶然のことからであった。そのいきさつについて静六はこう記している。

“明治33年の秋、東京府の多摩川水源調査嘱託として東京市庁に出入りするうち、たまたま、市の顧問であった辰野金吾博士（東京駅や日本銀行本店等多くの著名な建築物を設計）の室を訪れた。その時、同氏が日比谷公園の設計図を書いておられたので、話のついでに少しばかり意見を述べたところ、「庭師などに設計してもらったが通らない。市の希望は日本に初めての新設公園で新式な西洋風の公園を造りたい」という。頼まれて困っている。君がそんなに公園のことを知っているなら、やってくれないか」と無理やり押し付けられ、1週間ばかりかかり下図を作って持参したところ気に入れられ、市から改めて公園設計を委嘱されることになった。”とある。

明治34年秋、静六は1年有余をかけて設計、企画書を提出した。

同年暮に着工、36年6月1日には盛大な開園式が行われた。

以後、静六は近代的洋風公園の生みの親として一世を風靡することとなり、多くの公園

設計を頼まれるようになった。

埼玉県においても、大正9年に氷川公園（今の大宮公園）の整備拡張計画の設計を依頼している。現在の大宮公園の原型はこの案によっているという。

6 首かけイチョウ

日比谷公園の松本桜の脇に「首かけイチョウ」と呼ばれる大きなイチョウの木がある。

当初、このイチョウは今日の日比谷交差点付近にあったが、日比谷通りの拡幅にあたり切り倒されることとなっていた。

このことを知った静六は、これほどの大樹を惜しみ、時の東京市参事会議長の星亨^{ほしとおる}に伐採中止を懇願し、建設中の日比谷公園に移植することを申し出た。

植木屋ですら不可能といっているのに、いかに林学の専門家であっても無理だと容易に承諾されなかった。静六は負けずに「1尺大のハンコを押して保証する」というと、星は「そんなハンコだけでは駄目だ」といわれ、ついに静六は「首をかける」ことで了承された。伐採は中止、既に納められていた売却費49円も返却されることとなった。

承諾はされたものの請け負ってくれる業者がなかなか決まらなかつたが、懇願の末、4人目にしてやっと引受手が現われ、距離にして約450mを25日間かかって現位置に移植することができた。

さすが静六が首をかけたイチョウである、生命力が強く、現在は幹回り6.5メートル、高さ約12メートル余の立派な樹冠となつてゐる。

平成4年10月22日、出身地の菖蒲町では博士を顕彰して、400平方メートルほどの小さな記念公園を開園、博士の胸像を置き、その両側にこの首かけイチョウの枝を接木したイチョウを植樹した。



日比谷公園の首かけイチョウ

7 おわりに

静六は人生の転機について、かつて、県庁の役人が昼食のため、折原家に立ち寄った際、その月給が100円と聞き、「よし、俺も100円をとれるような人間になるぞ」と思ったのがきっかけであったと述べている。

静六の生涯は日本の森林資源の活用にあり、国策としての森林開発が彼の生涯の関心事であった。

大学教職のかたわら、当時の東京府をはじめ、内務・文部・鉄道・陸軍などの各省の嘱託や顧問として、さらに各種委員会の委員として活躍、その業績は行政施策となって数々の実を結び、その成果は今日でも生きている。

静六は「財産や名誉や地位は幸福そのものでなく、身のため子孫のため有害無益である」との持論から、大学退職の折、生活に必要な最小限度の財産を残して、他はすべて公共事業に寄附をしている。いわゆる「子孫に美田を残さず」であった。

大正10年12月25日、最愛の詮子夫人に先立たれたものの、晩年は執筆活動に入り、その著書も実に376冊に及んだ。

昭和27年1月29日、伊豆の伊東で85歳の生涯を閉じた。

告知板

労働保険適用促進 月間について

10月は、「労働保険適用促進月間」に当たることから、県労働部雇用保険課よりその周知方依頼がありましたのでお知らせします。

促進月間スローガン

『労働保険 加入で広がる 職場の笑顔』

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害等が発生した場合必要な給付を行い、また、万一の失業には必要な給付を行うほか、積極的に失業を予防し、雇用を改善するための各種助成措置を行い、さらには、労働者の職業能力の向上と福祉の増進を図るために諸事業を取り入れ、雇用に関する総合的機能をもった制度です。

まだ、加入手続を取っていない事業主の方は、今すぐ加入の手続をして下さい。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署、または公共職業安定所にお尋ね下さい。

講演会開催について

当建産連は、(社)埼玉県建設業協会浦和支部との共催にて、下記日程で時局講演会を開催します。

迎える講師は、テレビ、ラジオでお馴染みの森田実氏。同氏は政治・経済面における論客としてマスコミに登場のほか、総合雑誌や各種週刊誌に健筆を振るうなど政治評論家として定評の持ち主。

当日は、今日のわが国の政治、経済を視野にその行方を語って戴くことになっています。多数の来聴をお奨めいたします。

記

- 日時 11月17日（金）午後2:00～3:30
- 場所 埼玉建産連会館センター棟大ホール
- 演題 「どうなる日本の政治と経済」
(受講は無料です)

以上



埼玉建産連会館入居団体配置一覧

このたび東日本建設業保証(株)埼玉支店（3F）の転出により、3階及び5階の一部が配置換え（カッコ内に明記）となりました。

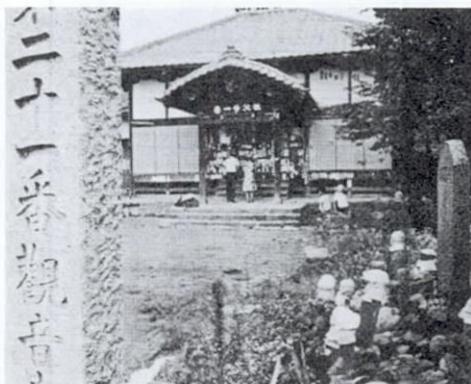
階	団体名稱
6	(社)埼玉県電業協会
	(社)埼玉県造園業協会
	(社)日本塗装工業会埼玉県支部
	(社)埼玉建築設計監理協会
	埼玉県建設業健康保険組合
5	埼玉県鉄構業協同組合
	(社)埼玉建築土会（事務室拡張）
	(社)埼玉県建築土事務所協会（事務室拡張）
	(財)埼玉県建築住宅安全協会（事務室拡張）
	埼玉県総合建設業協同組合
	(社)埼玉県建設業協会（分室） (建設業協会浦和支部・埼玉県土木施工管理技師会)
4	(社)埼玉県宅地建物取引業会
	(社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉県本部
	埼玉県建設業厚生年金基金
	埼玉県建設大工工事業協会
3	建設業労働災害防止協会埼玉県支部（新規5Fより移転）
	(社)埼玉県測量設計業協会（事務室拡張）
	埼玉県コンクリート圧送事業協同組合
	埼玉県道路舗装協会（同居「アス合材協」転出）
	埼玉アスファルト合材協会（新規独立）
	(社)埼玉県建設業協会（分室）（新規設置）
2	(社)埼玉県建設業協会 (建退共埼玉県支部)
1	(社)埼玉県建設産業団体連合会
	特別会議室

古寺社探訪(16)

秩父34札所 その7

第21番札所 観音寺(矢之堂)^{やのどう}

- 所在 秩父市寺尾2352
- 本尊 聖觀世音菩薩



観音寺は、山号を要光山と称し俗に矢之堂と呼ばれる宗旨は真言宗豊山派に属す。

寺の由来を探ると、昔この地は八幡宮の社地であったが、神託によって観音靈場に代わったという。その根拠は邪神悪魔を除いて仏地とせんと八幡神の放った神矢がこの地に落ちたとする説、また、古くはこのお堂が矢納に在ったものがこの地に移されたという説がある。この矢納村は日本武尊が東征の砌りこの地に矢を納めたところと伝うがともに矢の係りがあってこの呼び名が生まれた。

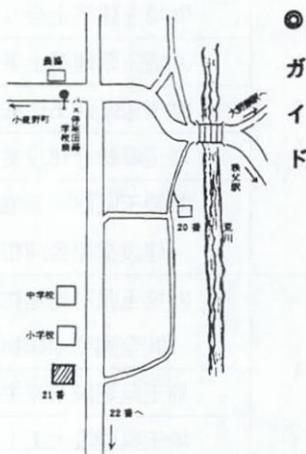
八幡神の神矢といい、観音靈場にせよとの神託といいともに今日ではにわかに理解し難いが、神仏習合思想の渦源は遠く奈良時代に

遡り、明治政府による神仏分離政策まで長い間信仰の中に培われてきたもので、直ちに荒唐無稽とはされなかった背景を念頭におく必要があろう。

現在の堂宇は、小造りの佗しいものであるが、大正12年に近くの尾田蒔小学校の火災の飛び火に遭い、全ての建物が焼失、今はその仮堂という。

境内には弁財天の塔や百万遍唱念塔などが遺り、往時の寺勢が偲ばれる。

- 交通 西武秩父駅又は秩父駅にて小鹿野行バスにて尾田蒔小学校前下車、徒歩7分。



第22番札所 永福寺(童子堂)^{わらべどう}

- 所在 秩父市寺尾3595
- 本尊 聖觀世音菩薩

永福寺は、山号を華台山と称し通称童子堂と呼ばれ親しまれている。真言宗豊山派に属し本尊は聖觀世音菩薩である。

創建時は定かでないが、寺の縁起によると淳和天皇の弟に当たる三品式部卿伊豫親王の菩提を弔うため遍照僧正がこの地の領主に命じて創建したと、またの説には、本来この堂



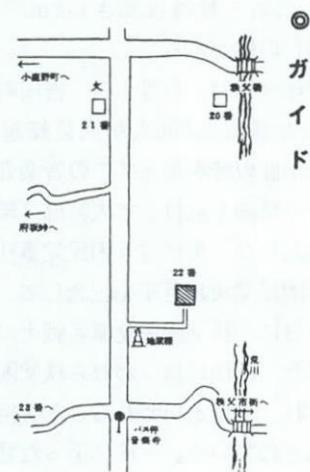
は旧蔵田村清水谷の山奥に建てられたものであったが、往時子供達の間に疱瘡が流行、村人は観音様に祈念したところ、岩間より清水が湧出、この清水をつけることにより病はたちどころに消え失せた。人々は驚いて延喜年間（901～23）お堂と府坂の地に移した。以来子供を病魔から救う観音様としてこのお堂を童子堂と呼ぶようになったと。

観音堂の建物は3間四面の宝形造り、外側に多くの彫刻が施されている。正面の唐戸には風神、雷神、極楽に住むという迦陵頻迦などが一枚の表と裏に刻まれるという見事なものである。

堂そのものが極彩色で江戸中期の華麗な建築、内陣には金箔を施した美しい厨子に本尊を安置している。

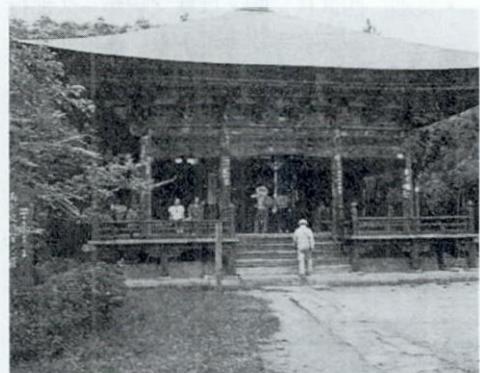
参道を入ると正面に茅葺きの仁王門がある。左右に立つ仁王像は単なる立像でなく何者かを追うという動的なもの、しかも風貌に特徴、思わず笑いが出るという。この顔が童子のようなので童子堂と呼ばれるようになったともいう。興味がある方は是非一度足を運ばれることを奨めたい。

- 交通 西武秩父駅より久那行バスにて音楽寺下で下車、徒歩10分。バスの回数が少ないので21番札所より徒歩が便（約20分）。



第23番札所 音楽寺

- 所在 秩父市寺尾3773
- 本尊 聖觀世音菩薩



この寺の山号は松風山と称し臨済宗南禪寺派に属す。寺の創建時は定かでないが、寺伝によると応永19年（1413）円福寺二世天陽の再興と見えることから創建は相当古いものと想像される。音楽寺という寺名は、秩父礼所を開いた13人の聖者がこの山の松風を菩薩の音楽を聞く如しとして名付けたという。

観音堂は、3間四面の吹き寄せ造り、二重垂木で向拝はなく江戸中期建築の特徴をとどめている。本尊佛は舟形光背のある聖觀音立像で、高さは81cm、室町時代の作という。

堂の前にある梵鐘は高さ1.2m、明和5年（1768）の銘がある。

明治17年（1884）11月1日、吉田町棕神社に集まった農民3,000人が武装蜂起し、翌2日には小鹿坂峠を越えてこの音楽寺境内に集結、この梵鐘を乱打して大宮郷（現秩父市内）に乱入した。世に言う困国民党事件である。境内には困国民党決起百年を記念して、昭和53年11月2日に「秩父困国民党無名戦士の墓」が建立された。碑面には「われら秩父困国民党暴徒と呼ばれ、暴動といわれることを拒否しない」と誌されている。一揆に至った動機はどうあれ、空しさのみが残る歴史の一こまと感慨一入である。

この音楽寺は、いま秩父リゾート開発によりその区域に含まれ訪れる人も多いようである。

- 交通 西武秩父駅又は秩父駅から久那行バス、音楽寺下下車、徒歩20分。

第24番札所 法泉寺

- 所在 秩父市別所1586
- 本尊 聖観世音菩薩



淨泉寺は、山号を光智山と称し臨済宗南禪寺派に属す。寺の創建代は不詳であるが寺の縁起によると、越中立山、加賀の白山を中心

に活躍した修験僧である泰澄大師（767年椒）がこの地に来て、ある夜氣高い姫神が天降り、古木を三段に伐って本と末で山神を祀り、真中の部分で聖観音を作つて「われは日の神なり」と名乗られると、さらに3柱の神が現れ、その真中の神が「われはこの山の奥に住む白山姫の神」と名乗つたとある。

日の神は天照大神で、ここでは伊勢信仰と白山信仰が合わさったものから出た伝承であると考えられる。

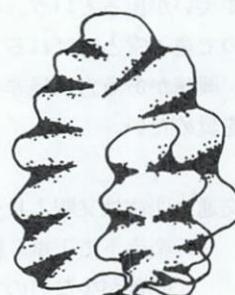
これとは別に、武州恋が窪の慈悲深い遊女がこの観音を信じ、修行怠らず施しをしていたが、たまたま口中の痛みに悩んでいたとき、修行人から一本の楊枝をもらい、これで口中を漱いたところ痛みが無くなったという言い伝えもある。

こうした靈験を伝え“痛みを除く楊枝”としてこの地で売っていたこともあったという。

観音堂は百十六段を登りつめた正面にある。堂の正面左右に張り出した小部屋に仁王像が納まっている。江戸中期の建築でコンパクトにまとめた珍しい構成である。

境内は鬱蒼と樹木に覆われ、普段はひっそりと静かなたたずまい、江戸中期の銘がある手洗鉢がやたらと大きく目にうつる。

- 交通 西武秩父駅又は秩父駅から久那行バス、法泉寺下下車、徒歩5分。



建産連だより

－会員団体の動静－

全国建産連ビジョンの策定へ向け特別委員会を設置し始動

(社)全国建設産業団体連合会(望月茂会長)は、8月28日午前11時から東京港区虎の門の(財)建設業振興基金の会議室においてビジョン策定特別委員会を開催し、その取り組みについて協議を行った。

このビジョン策定特別委員会は、先に建設省が示した建設産業政策大綱並びに構造改善戦略プログラムにおいて設置が促されたもので、その狙いは、地域の住宅・社会資本整備、災害復旧等地域密着型のきめ細かい活動を行い、地域の雇用にも寄与し、大手建設業だけでは日常なし得ない役割を果たしている中小建設産業の将来像や進むべき方向について、「新しい競争の時代」を乗り切るためのビジョンを策定しようとするものである。

当日、建設省から森下構造改善対策官、樺島建設業課長補佐、建設業振興基金高橋構造改善第一部長が出席した。

はじめに委員の構成と望月全国建産連会長を委員長に選出し、業界の取り組みについて事務局が作成した資料をもとに協議、今後継続的に開いて詰めの協議を行うこととした。

また、中央システム協と地方システム協との意見交換会の開催、構造改善事業説明会の開催等が提案され了承された。

なお、当埼玉建産連においても7月28日、埼玉建産連会館センター大ホールにおいて、

関係委員会等の合同会議を開いて、独自の取り組みについて協議を行っている。

耐震設計研修会開催される

(社)埼玉県電業協会

当協会では、平成7年度第一回技術講習会を9月5日(火)「浦和文化センター」において開催しました。講習内容は、「建築電気設備の耐震設計・施工の要点」で県、市町村及び公社の電気技術系職員並びに会員の技術・施工部門の社員合計97名が参加し、真剣に受講しました。

当講習会は、(財)建設産業教育センターの助成を受け、講師陣は(社)日本電設工業協会の推薦により、「耐震」関係では現時点での最高のメンバーをお迎えすることができました。

主催者(会長)の挨拶に続いて来賓としてお迎えした埼玉県住宅都市部設備課長平山一夫氏にご挨拶を頂戴して、講習は始めに(株)日建設計理事・技師長折原明男氏が統括として地震に対する基本的な考え方として「電気設備はしっかりと止めること、固定することが要点で、どのくらいしっかりと止めるかについては、現在の指針より一ランク上げる配慮が必要である」と強調されました。次に(株)日建設計構造部設計室長寺本隆幸氏が「地震の基礎知識」、続いて(株)関電工営業本部エンジニアリング部部長入江紘一郎氏が「被害の現状と対策」、最後に東光電気工事(株)内線本部部長谷治仁氏が「各部の設計」について、スライドを使用しての講義が行われました。

今一番関心の高い「耐震」であり、講師の方々はもとより受講者も最後まで熱心に受講し、午後1時30分から5時までの講習時間が大変短く感じられる極めて有意義な技術講習会となりました。

保安の啓蒙活動を展開

埼玉県電気工事工業組合

埼玉県電気工事工業組合は、平成7年8月1日～8月31日の間、例年のとおり、通産省主唱の電気使用安全月間に当たり、啓蒙キャラバン隊を組み、広報活動を行った。

目的は「一般家庭を主軸に電気使用安全に関する啓蒙を行い、不適合電気設備の改修を実施するとともに、併せて電気工事を行う者の研修を行い、一般電気工作物の保安確保と電気災害の防止に資する。」この目的の意図を体し、当工組は、行田支部、川越支部、飯能支部が担当し、啓蒙キャラバン隊を編成し各担当エリヤーに車を走らせ、市町村を訪問し、目的を説明、趣意書を手渡した。十分にご理解を賜った。

又行田支部は、例年のとおり老人暮らしの家庭を訪ね、電気設備の無料点検、不良個所の修理等を行った。地域の方々から感謝の言葉を頂いた。

「苦境の波はまだまだ続く」

埼玉県建設大工工事業協会

最近耳にする話題に「建設業構造改善」とか、「元請、下請関係の改善」とか、テーマとしては大筋で理解出来るが具体的には、その中身が今一つはっきりしない様な気がする。我々型枠業界でも具体的に何を考え、何をすべきか頭をかかえている。

労働者の8月帰省後は、特に人手不足を極め、仕事量イコール労働者数にはならず、会員相互でマイナス面を補い合っている。

最低最悪の現状にあって、青年部「埼青会」は少しでも将来に向け希望の持てる様に毎月勉強会を行っている。9月には長野支部との交流を計り、冬期オリンピックの施設の工事工程を見学し、併せて長野県の若年労働者の

問題、単価等を研修する。又10月1日から始まる技能検定受験者の一人でも多くの合格者を願って検定要員の打合せを行う。

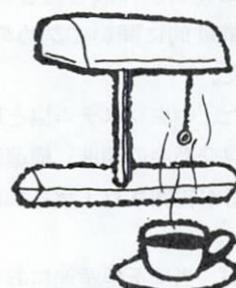
定例会議では建設業法改正問題を取り上げ検討する等前向きに努力している。

景 気 二 題

埼玉県下水道施設維持管理協会

異常な円高は、国内生産を抑制し、生産工場はアジア諸国に進出し、第二産業の空洞化が急激に進んでいる。アセアン諸国と比較すれば、賃金が約10分の1、土地が安い、地震が極めて少ない、建設費が安い、地元が希望しているなど「進出条件」は良い条件となっている。日本の唯一の財産は頭脳、勤勉能力にあった。心して政策の推進が求められる。

二つ目は「悪臭防止法」昭和46年6月1日公布、平成7年4月14日成立した。臭気発生源はポンプ場内の沈砂池、し査ホッパー室、終末処理場内の沈砂池、エアレーションタンク、汚泥処理室などである。物質はアンモニヤ、硫化水素、プロピオン、アルデビドトルエンなど22件。罰則は知事が悪臭物質を発生させている施設の運用の状況、排出防止、立ち入り検査、勧告。勧告に従わない時1年以下の懲役又は10万円以下の罰金となる。「遅れた日本」から立ち上がるために。



事務局長会議で協力等要請

当建産連は、9月13日午前10時30分から建産連会館1階特別会議室において会員団体事務局長会議を開催し、下記事項について協議を行い、各団体の協力等を依頼した。

記

1. 建産連会館前庭の駐車場及び周辺の借上げ駐車場の利用方法について
2. 建産連会館入居団体の事務所の適正管理

(施錠等)について

3. 平成8年新年賀詞交換会に伴う負担金について
4. 日本道路公団の高速道路利用料金別納制度の利用並びに近畿ツーリスト(株)との提携による料金割引制度について

以上

なお、4の事項については(社)全国建産連小野専務理事ほか関係者から制度の利用について説明を受けた。

定期刊行物

月刊 建設物価

●積算・調達・労務管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・監査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界・民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判／約840頁 定価3,700円／テ別
※年間購読料36,600円／テ共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊 建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計・統計解説・建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必携の資料。

■B5判／約220頁 定価1,350円／テ別
※年間購読料14,040円／テ共

※定価はすべて税込みです。

専門図書

一公共工事の新しい積算手法の解説と事例一
〔新刊〕平成7年度版「市場単価」のすべてがわかる

明解 土木工事市場単価

■B5判／570頁・定価5,000円／送料450円

平成7年度版 建設省土木工事積算基準

■B5判／900頁・定価8,900円／送料600円

平成7年度版 土木工事積算マニュアル

■B5判／920頁・定価9,000円／送料600円

改訂32版 建設工事標準歩掛

■B5判／1,100頁・定価13,000円／送料700円

平成7年度版 土木工事積算標準単価

■B5判／600頁・定価6,000円／送料600円

建設副産物の再生・処理の積算

■B5判／330頁・定価4,400円／送料450円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)
電話(03)3663-8761(代) • FAX(03)3663-8768

連合会日誌

- 7月18日 総務委員会
平成8年度県予算編成等に係る要望事項、全国府県建産連会長会議提出議題、全国建産連会長表彰候補者の推薦等について協議
- 7月20日 ヘルシー埼玉21県民会議定期大会（埼玉県県民健康センター）に出席
- 7月21日 研修指導委員会
平成7年度事業実施計画について協議
勤労者福祉施設設施長会議（埼玉県労働会館）に須賀所長出席
- 7月25日 広報委員会
建産連ニュース第65号の発行、第66号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて協議
- 7月28日 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会並びに構造改善・経営合理化委員会合同会議
「建設産業政策大綱・構造改善戦略プログラム」について講演
(財)建設業振興基金構造改善第1部長 高橋俊雄氏
今後の事業推進計画（案）等について協議
- 8月3日 ネットワーク研修 (社)埼玉県建設業協会と共に
～4日 於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
講師：近野敞氏 受講者総数 述べ250名
- 8月28日 全国建産連ビジョン策定委員会及び総務委員会（(財)建設業振興基金會議室）に斎藤会長等出席
- 9月11日 建設業経営講習会
「建設市場の展望と建設産業の構造改革」
(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催
後援：埼玉県 於：埼玉建産連会館3階大ホール
講師：六波羅昭氏 受講者総数 220名
- 9月13日 会員団体事務局長会議
駐車場の利用、職員の退館、平成8年新年賀詞交換会、日本道路公団の高速道路利用料金別納制度の利用等について協議
- 9月28日 (社)全国府県建産連会長会議、熊本県阿蘇町で開催
- ～29日 斎藤会長、金井常務理事出席
- 10月9日 さいたま新都心建設促進協議会「名古屋国際会議場」視察会に参加
- 10月13日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

(平成7年10月15日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証㈱埼玉支店	支店長 菊池平三郎	浦和市高砂4-3-15	"	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	浦和市鹿手袋4-1-7	"	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 龍澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道雄	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謙吾	"	"	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鎌二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 阿野昭三郎	浦和市宿285-2	338	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 覧	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 泉 和郎	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂3-10-4	"	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 中島三枝司	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(838)5636

建産連ニュース 第66号

平成7年10月15日発行

発 行 **社団法人埼玉県建設産業団体連合会**

企画・編集 広 報 委 員 会
〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号
電 話 048-866-4301
FAX 048-866-9111

印 刷 〒336 浦和市高砂3-6-9
株式会社 信 陽 堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月